

諮問庁：人事院総裁

諮問日：平成31年2月18日（平成31年（行情）諮問第134号及び同第135号）

答申日：令和2年1月15日（令和元年度（行情）答申第425号及び同第426号）

事件名：人事院行政文書管理細則の開示決定に関する件（文書の特定）
事務総局で作成された事務取扱要領等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1（以下「文書1」又は「本件対象文書」という。）を特定して開示し、別紙の2に掲げる文書2ないし文書15につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月1日付け事総-415及び同416により、人事院事務総長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、審査請求をする。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書1（平成31年（行情）諮問第134号関係）

人事院の業務を詳細に検討すると、他の文書も存在すると考えられる。

(2) 審査請求書2（平成31年（行情）諮問第135号関係）

人事院の業務を詳細に検討すると、案内のあった文書の他にも文書が存在すると考えられる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求までの経緯

(1) 審査請求人は、処分庁に対し、平成30年6月18日受付行政文書開示請求書（以下「開示請求書」という。）で本件請求文書を対象文書として開示請求を行った。

なお、審査請求人は、当該処分庁のほか人事院事務総局職員福祉局長及び同公平審査局長に対しても、同日付けで各局で作成された同種の内容の開示請求を行っている。

- (2) 上記開示請求書を受理した人事院事務総局総務課広報室情報公開グループ（以下「情報公開担当」という。）は、官房部局を含め平成30年6月18日付けで同種の内容の開示請求のあった各局に対して速やかに開示請求書の写しを送付し、各局内で対象となる文書の探索を依頼した。
- (3) 審査請求人からは、開示請求手数料の納付がなされなかったため、処分庁は、資料1（省略）のとおり、平成30年6月20日付け文書で手数料納付の求補正を行い、また、開示請求の対象となる文書が多岐にわたり文書の特定が困難であったため、資料2（省略）のとおり、同月26日付け文書で開示請求手数料納付を依頼すると共に、開示請求の対象文書の作成期間や対象範囲を明確にするよう求補正の文書を審査請求人に送付した。その後、資料3（省略）のとおり、同年7月17日に審査請求人より収入印紙が納付されたが、開示請求の対象となる文書の内容についての補正の回答は得られなかった。そのため、同月20日に、処分庁は審査請求人に対し、資料4（省略）のとおり、開示対象となる文書の作成期間や対象範囲を明確にするよう求補正の文書を送付したところ、資料5（省略）のとおり、同月27日付けFAXにて「補正は行いません。あくまで、請求文言からの開示決定を行ってください。請求文言がこちらの最終決定です。」との回答があった。
- (4) 処分庁は、本件開示請求の対象文書となる文書数及び文書量が、法所定の期間内に開示請求に係る文書全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、業務全体の進行に著しく支障を来すおそれがあると判断したため、法11条の規定に基づき開示決定等の期限の特例を適用することを決定し、平成30年8月13日に「開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）」（以下「本件延長通知」という。）を審査請求人に送付した。
- (5) 処分庁は、対象文書の探索を行った結果、開示請求の対象文書として別紙の2に掲げる文書1ないし文書15を特定し、その他に250件程度の開示対象文書の存在が確認されたことから、資料6（省略）及び資料7（省略）のとおり、平成30年9月7日及び同月21日に、審査請求人に対し、特定した15文書について手数料追納の求補正の文書を送付した。その後、資料8（省略）のとおり、審査請求人より同月27日付けFAXにて、開示請求手数料の追納期限を10月中旬までに変更して欲しい旨の連絡があり、また、資料9（省略）のとおり、同年11月1日付けFAXにて現時点で納付している開示請求手数料で開示決定を行って欲しい旨の回答があった。
- (6) 処分庁は、上記（5）の審査請求人からの回答を受けて、平成30年11月1日、法9条1項の規定に基づき、開示請求手数料が納付された1文書分についての行政文書開示決定通知書を、同条2項の規定に基づ

き、開示請求手数料未納分の14文書分の行政文書不開示決定通知書を審査請求人に送付した。

2 諮問庁による検討

(1) 原処分についての検討

処分庁は、本件開示請求を受けて、開示請求対象文書の内容が明確となるよう、審査請求人に対して求補正を行い、同人からの回答に従って該当する文書の探索を行った。その結果、上記1(5)のとおり対象となる文書のうち15文書を特定したこと及びその他に開示期限の特例規定の適用に従い250件程度の文書の開示が予定されることを審査請求人に対し平成30年9月7日付け及び同月21日付け求補正の文書により情報提供を行ったところ、審査請求人より対象文書等の内容に係る意見の提出がなされず、開示請求手数料の追納を行わない旨の回答を得たことから、法9条1項に基づき、対象文書のうち1文書分の開示決定(原処分1)を行い、法9条2項に基づき、対象文書のうち開示請求手数料未納分の14文書の不開示決定(原処分2)を行ったものであり、原処分をするに当たり、手続上の不備はないものと考えられる。

(2) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分について、上記第2の2のとおり主張するが、処分庁は開示請求の対象となる文書を探索した結果、上記15文書を特定し、その他にも250件程度の対象文書が存在することを審査請求人に開示決定前に情報提供し、対象文書についての意見を提出する機会も設けている。その結果、審査請求人からの意見の提出はなされず、開示請求手数料の追納もなされなかったことから、処分庁は原処分を行ったものであり、審査請求人の上記主張は妥当なものとはいえない。

以上のとおり、処分庁が本件開示請求について、開示請求の対象となる文書のうち1文書の全部を開示決定(原処分1)したこと及び開示請求手数料未納の文書を不開示決定(原処分2)したことについては、いずれも理由があり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成31年2月18日 諮問の受理(平成31年(行情)諮問第134号及び同第135号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 令和元年12月6日 審議(同上)
- ④ 令和2年1月10日 平成31年(行情)諮問第134号及び同第135号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、本件請求文書に該当する文書の相当の部分として、文書1（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する決定（原処分1）及び文書2ないし文書15を開示請求手数料の未納（形式上の不備）のため不開示とする決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書も存在するなど主張し、審査請求をして、原処分の取消しを求めているものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、別紙の2に掲げる文書の特定の妥当性及び原処分の妥当性について検討する。

2 別紙の2に掲げる文書の特定の妥当性について

本件開示請求は、各理由説明書に添付された本件延長通知の写しによれば、諮問庁が上記第3の1（4）において説明するとおり、法11条の規定を適用したものであり、原処分については、1回目の開示決定等である。また、各理由説明書に添付された平成30年9月7日付け及び同月21日付けの各「行政文書の開示の実施について（補正の求め）」と題する書面（以下、順に「求補正書1」及び「求補正書2」という。）の写しによれば、処分庁が上記第3の1（5）において提示した文書1ないし文書15は、本件開示請求の1回目の開示決定等で開示できる文書を提示したものであり、2回目の開示決定等については、準備が整い次第提示する旨情報提供を行っていることが認められる。

上記を踏まえると、審査請求人が開示を求める本件請求文書に該当する文書については、別紙の2に掲げる文書の外にないとは限らないのであって、相当の期間内に行われる2回目の開示決定等で開示・不開示が決定されることは明らかであるから、審査請求人の上記第2の2の主張は理由がない。

3 原処分の妥当性について

（1）求補正の経緯等について

各理由説明書に添付された資料1ないし資料9（求補正の文書及びその回答）によれば、本件開示請求から原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等は、おおむね上記第3の1（3）及び（5）のとおりであると認められ、これを覆すに足る事情はない。

（2）原処分を行った経緯について

原処分を行った経緯については、上記（1）で認定した事実により上記（1）の資料6ないし資料9の記載内容等を併せると、以下のとおりであると認められる。

ア 処分庁は、審査請求人に対し、求補正書1をもって、別紙の2に掲

げる文書の文書名を提示し、当該文書全てを開示請求する場合、14文書分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付するよう求めるとともに、平成30年9月20日までに追納されない場合は、納付済みの開示請求手数料を、当該文書のうち、文書1の分として充当する旨を連絡した。また、求補正書1の内容に意見がある場合には、上記追納期日までに連絡するよう求めた。

イ しかしながら、審査請求人から回答がなされなかったため、処分庁は、再度、上記アと同様の追納を平成30年10月9日までに行うよう求める旨の求補正書2を審査請求人に送付した。その際、求補正書2の内容に意見がある場合には、上記追納期日までに連絡するよう求めた。

ウ 上記イの求補正書2に対し、審査請求人から送付された、平成30年9月27日付け送信の「行政文書開示請求について」と題するFAXには、開示請求手数料の追納期限を10月中旬までに変更してほしい旨の回答があった。

エ その後、審査請求人から送付された平成30年11月1日付け送信の「行政文書開示請求について」と題するFAXには、手数料については、現在私（審査請求人）から処分庁へ送付済みの印紙で開示をお願いする旨及びこれまでの処分庁からの連絡の別紙に納付済と備考欄に記載してあるもの（文書1を指す。）の開示決定をお願いする旨の回答があった。

オ 以上を踏まえ、処分庁は、平成30年11月1日、文書1（本件対象文書）を開示し、文書2ないし文書15を開示請求手数料未納により不開示とした各決定（原処分）を行った。

（3）検討

上記（2）の経緯を踏まえると、処分庁が行った原処分1について、審査請求人は、上記（2）エのとおり、処分庁から提示された別紙の2に掲げる文書の中から、文書1（本件対象文書）を選択する旨回答し、その開示を求める意思を明確にしたものであり、処分庁が原処分1を行ったことに、不自然、不合理な点は認められない。

また、原処分2について、審査請求人は、上記（2）エのとおり、現在処分庁へ送付済みの印紙で開示を求めていることから、文書2ないし文書15については、開示請求手数料の追加の納付を行わない意思を示しているものであって、処分庁は、審査請求人の上記意思を踏まえて原処分2を行ったものであり、この点について、不適切な点があったとは認められない。

したがって、文書1（本件対象文書）を特定して開示し、文書2ない

し文書15につき形式上の不備があるとして不開示とした原処分は、妥当である。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定して開示し、文書2ないし文書15につき形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、文書2ないし文書15につき開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 本件請求文書

人事院事務総局で作成された事務取扱要領，事務取扱規程，手引き，マニュアル（行政機関のホームページ・ウェブページに掲載されてある文書を除く。）

2 本件請求文書に該当する文書

- 文書1 人事院行政文書管理細則（本件対象文書）
- 文書2 人事院行政文書ファイル保存要領
- 文書3 人事院秘密文書管理要領
- 文書4 公印取扱規程
- 文書5 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所の場所
- 文書6 電子文書の取扱いに関する規程
- 文書7 省庁間電子文書交換システムによる電子文書及び公印の取扱いについて
- 文書8 証明文書および申請文書等取扱手続の全部を改正する規程
- 文書9 いわゆる公用私信の取扱いについて（通知）
- 文書10 帳票以外の印刷物作成事務取扱規程
- 文書11 印刷及び製本取扱規程
- 文書12 文書管理システム操作マニュアル〈原議の起案〉
- 文書13 原議の「決裁終了」から「処理完了（保存）」までの方法
- 文書14 複数採番（文書番号）の方法
- 文書15 電子決裁率確認方法